

管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。

3 条例第16条ただし書に規定する規則で定める額は、既に納付した利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 条例第16条第1号に規定する場合

- ア 全く利用できなくなったとき 100分の100
- イ 利用予定時間の2分の1以上を利用できなくなったとき 100分の50

(2) 条例第16条第2号に規定する場合

- ア 第1項第1号に掲げる施設 100分の50(利用日の6月前の日までに取り消した場合にあっては、100分の75)
- イ 第1項第2号に掲げる施設 100分の50(利用日の6月前の日までに取り消した場合にあっては、100分の75)
- ウ 第1項第3号に掲げる施設 100分の50(利用日の1月前の日までに取り消した場合にあっては、100分の75)

(3) 条例第16条第3号に規定する場合 指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率

4 条例第16条ただし書の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

第16条及び第17条を削り、第18条を第16条とする。
別表第1中「(第8条関係)」を「(第11条関係)」に、

「使用料」を「金額」に、「使用する」を「利用する」に

改める。

別表第2中「(第9条関係)」を「(第12条関係)」に、「使用する」を「利用する」に、「使用時間区分」を「利用時間区分」に改める。

別表第3中「(第10条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同表の(1)中「使用する場合の使用料」を「利用する場合の利用料金」に、

「使用料」を「金額」に改め、同(1)の備考中「使用料の

額は、使用」を「金額は、利用」に改め、同表の(2)及び(3)中「使用する場合の使用料」を「利用する場合の利用料金」に、

「使用料」を「金額」に改める。

様式を削り、別表の次に次の様式を加える。

(別記様式)(第8条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名 ㊟

長野県文化会館の指定管理者の指定を受けたいので、長野県文化会館条例第6条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。

附 則

(施行期日)

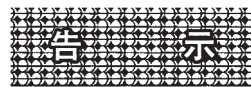
1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 文化会館を利用する者のうち、長野県文化会館条例の一部を改正する条例(平成17年長野県条例第60号)による改正前の長野県文化会館条例(昭和57年長野県条例第33号)第4条の規定による許可を受けているものは、この規則による改正後の長野県文化会館管理規則(以下「新規則」という。)第2条第1項の規定にかかわらず、同項本文の申請書の提出を要しない。

3 新規則第2条第1項に規定する指定管理者は、この規則の施行前にこの規則による改正前の長野県文化会館管理規則第5条の規定による長野県文化会館使用許可書の交付を受けた者に対しては、新規則第3条の規定にかかわらず、同条の利用許可書を交付することを要しない。

生活文化課



長野県告示第484号

南箕輪村長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成17年11月7日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 作業種類
公共測量(航空写真撮影及びデジタルオルソ作成)
- 2 作業期間
平成17年10月14日から平成18年2月28日まで
- 3 作業地域
南箕輪村

監 理 課

長野県木曾地方事務所告示第4号

木曾広域連合長から申請のあった木曾広域連合を組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第9条の2第1項の規定により、平成17年10月17日付けで許可しました。

平成17年11月7日

長野県木曾地方事務所長 栗 林 俊 春

市 町 村 課